

(10) DB保存期間の延長



2022年12月8日
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

区分	概要
1. 検討項目	DB保存期間の延長
2. 変更要望	DB保存期間が短い場合があり、後続業務を進める前に情報削除されて支障をきたしているので、保存期間を延長して欲しい。
3. 次期仕様	<p>以下のDB保存期間を変更する。</p> <p>①修正申告事項登録(AMA)業務、関税等更正請求事項登録(KKA)業務で登録されたデータ 現状「10日(日・祝除く)」から「20日(日・祝除く)」に変更する。</p> <p>②他法令手続のみが共通管理番号と紐づいている状態での、他法令手続が審査終了・合格等 された後のデータリンク保持期間 現状「10日(食品)」等から「30日」に変更する。</p>

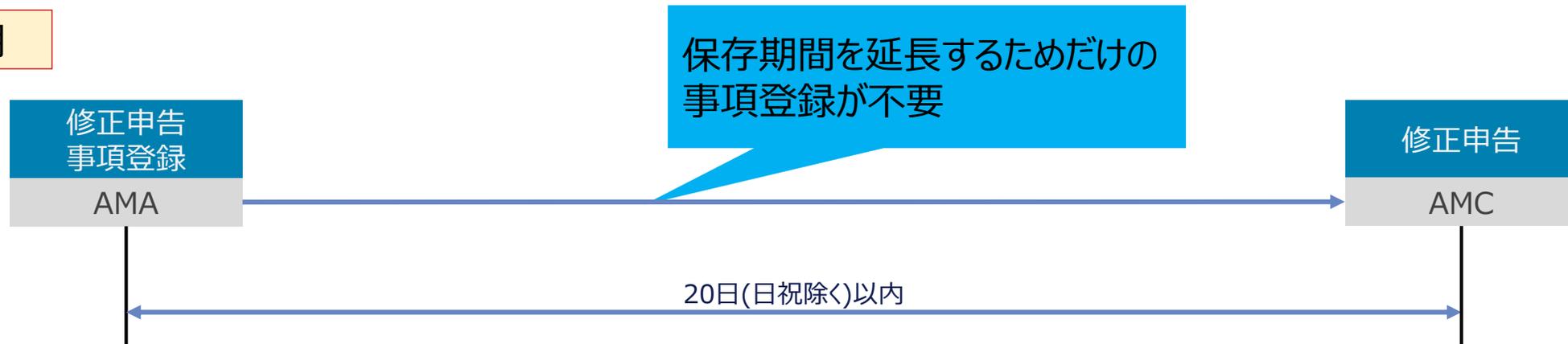
変更概要

- ▶ AMA/KKAの事項登録業務等で登録した情報の自動削除がされないように、適宜事項登録を行う必要がある。
- ▶ 事項登録のみの情報の保存期間を20日(日・祝除く)に延長する。

現行



次期



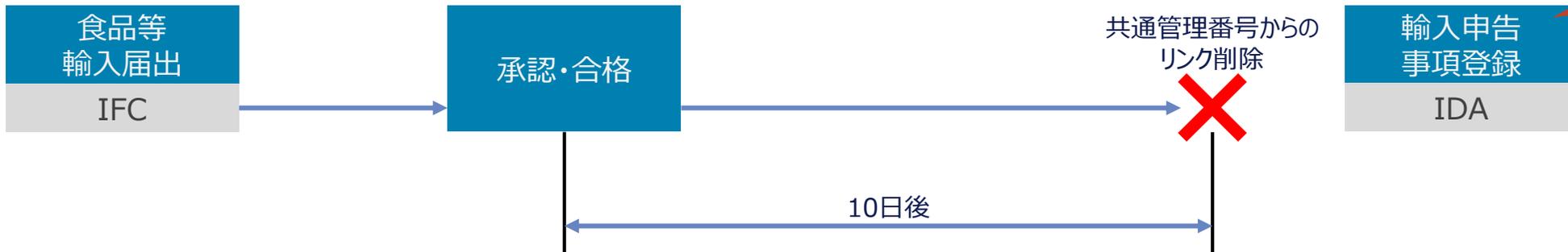
3. 変更概要（共通管理番号リンク保持期間）

変更概要

- ▶ 承認・合格後の共通管理番号リンク保持期間が短く、輸入申告事項登録(IDA)業務を実施する前に共通管理番号が削除されてしまうケースがある。
- ▶ 承認・合格後の共通管理番号リンク保持期間を一律30日に延長する。

他法令との紐づけされた共通管理番号が
利用できず、輸入承認証等番号に入力が必要

現行



次期

